



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 5 日 (金)
第 9 0 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金 (201) (福祉保健課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (202) (障がい福祉課) 4
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金 (203) (子育て応援課) 4
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区に限る。) の利用料金 (204) (緑豊かな自然課) 6
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。) の利用料金 (205) (〃) 6
	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金 (206) (〃) 8
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金 (207) (生産振興課) 13
	公共測量の終了 (208) (県土総務課) 13
	土地改良区連合の役員の退任 (209) (中部総合事務所農林局) 14
	開発行為に関する工事の完了 (210) (西部総合事務所生活環境局) 14
	指定代理納付者の指定 (211) (会計指導課) 14
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見 (住まいまちづくり課) 14
◇ 調達公告	落札者の決定 (鳥取県立厚生病院) 15

告 示

鳥取県告示第201号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア ホール利用料

単 位	金 額
午前（準備等の場合を除く。）	4,890円
午前（準備等の場合に限る。）	2,440円
午後（準備等の場合を除く。）	9,780円
午後（準備等の場合に限る。）	4,890円
全日（準備等の場合を除く。）	15,060円
全日（準備等の場合に限る。）	7,530円
延長時間（準備等の場合を除く。）	1,950円
延長時間（準備等の場合に限る。）	970円
時間外（準備等の場合を除く。）	1時間当たり 2,930円
時間外（準備等の場合に限る。）	1時間当たり 1,460円

備考

- この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までを、「延長時間」とは正午から午後1時までを、「時間外」とは午前0時から午前9時まで又は午後5時から午後12時までをいう。（(2)の表において同じ。）
- 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

イ 研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円

調理実習室	1 時間につき	1,980円
和室実習室	1 時間につき	610円
多目的工作室	1 時間につき	1,260円
フリースペース	1 日 1 平方メートルにつき	2 円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が 1 日未満若しくは 1 時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に 1 日未満若しくは 1 時間未満の端数があるときは、それぞれ 1 日又は 1 時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は利用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1 件の利用料の額が 100 円未満である場合における当該利用料の額は、100 円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

(2) 冷房・暖房利用料

区 分				利 用 料		
				単 位	金 額	
					福祉活動を目 的とした利用 の場合	左欄以外の利 用の場合
冷 房	ホール	全室利用	冷房・暖房	午 前	970円	1,460円
				午 後	1,950円	2,930円
				全 日	3,010円	4,510円
				延長時間	480円	
				時間外	730円	
暖 房 利 用 料	中研修室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	510円	770円
		7 分の 5 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	360円	550円
		7 分の 4 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	290円	440円
		7 分の 3 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	220円	330円
		7 分の 2 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	140円	220円
	第 1 小研修室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	230円	340円
		2 分の 1 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	110円	170円
	第 2 小研修室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	230円	340円
		2 分の 1 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	110円	170円
	学習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	90円	130円
第 1 講師控室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	20円	40円	
第 2 講師控室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	20円	40円	
ベッド・トイレ実 習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	270円	410円	
浴室実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	130円	190円	
調理実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	390円	590円	
和室実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	120円	180円	
多目的工作室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	250円	370円	

(3) 設備利用料

区 分	利 用 料
-----	-------

室 名	設 備 名	単 位	金 額
ホール	ワイヤレスマイク(ボーカル)	本	400円
	ワイヤレスマイク(ピンマイク)	本	400円
	ビデオプロジェクター	台	400円
	書画カメラ	台	400円
	スポットライト	一式	400円
	CDプレーヤー	台	400円
	ダブルカセットデッキ	台	400円
	ビデオデッキ	台	400円
	コンセント	口	200円
多目的工作室	陶芸用設備(本焼き)	一式	400円
	陶芸用設備(素焼き)	一式	340円
フリースペース	コピー機(白黒)	枚	10円
	コピー機(カラー)	枚	50円

備考

- 1 ホールの項の金額は1回当たりの利用料の額を示し、利用回数は午前又は午後の区分ごとに1回とみなすものとする。
- 2 多目的工作室の項の金額は、利用者1人当たりの額を示すものとする。

2 承認年月日

- (1) 承認年月日 平成31年3月29日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第202号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科、神経内科	肢体不自由	富永 奈保美	米子市淀江町佐陀2169 社会医療法人仁厚会 米子東病院
眼科	視覚障害	小松 恵子	米子市両三柳1880 医療法人同愛会 博愛病院
呼吸器内科	呼吸器機能障害	武本 祐	米子市西福原四丁目9-52 武本クリニック
〃	〃	舟木 佳弘	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	田中 那津美	〃
消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	山本 学	〃

鳥取県告示第203号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分		金 額	
個人	中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円
	学生又は一般人	1人1回につき	上記個人料金又は団体料金

(2) キャンプ場利用料

区 分		金 額	
宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき	120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1泊につき	240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき	60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1日につき	120円

(3) キャンプ用品貸出料

区 分	金 額	
キャンプ用テント	1張1日（宿泊する場合は1張1泊）につき	400円
プロパンガスセット	一式1日（宿泊する場合は1式1泊）につき	400円
鉄板	1枚1日（宿泊する場合は1枚1泊）につき	200円
バーベキュー用網コンロ	一式1日（宿泊する場合は1式1泊）につき	300円

(4) 工房利用料

区 分			金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
木工工房（工具を利用する場合）	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	100円

(5) 乗物利用料

区 分		金 額	
変形自転車		1人1回につき	100円
バッテリーカー		1人1回につき	100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき	200円
サイクルモノレール		1人1回につき	100円
レールトレン	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき	100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第204号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分			金 額	
中国庭園 燕趙園	個人	大人	500円	
		小中学生	200円	
	団体	10人以上	大人	450円
			小中学生	180円
		20人以上	大人	400円
			小中学生	160円
	学校行事	高校生	200円	
		小中学生	80円	

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月19日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第205号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分				単 位	金 額	
あやめ池スポーツセンター	体育室	一般利用	一般人	1人1回につき	50円	
			専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき
		入場料等を徴収するとき			2分の1面1時間につき	410円
		営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	26,220円
			入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	39,490円	
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	150円

		回数券により利用 する場合	一般人	回数券11枚につき	1,500円	
		1月利用券により 利用する場合	一般人	1人につき	1,050円	
		専用利用		1時間につき	610円	
研修室				1時間につき	560円	
東郷湖カヌーセ ンター	カヌー艇庫				1艇1月につき	1,540円
	研修室				1時間につき	510円
南谷テニスコート				1コート 1時間につき	610円	
屋根のあ る多目的 広場	営利を目的としない場合		全面1時間につき		2,160円	
			2分の1面1時間につ き		1,080円	
			3分の1面1時間につ き		720円	
	営利を目的とする場合		全面1時間につき		18,200円	

(2) 照明に係る加算料金

区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター・体育館	1時間1灯につき	20円

(3) 設備利用料

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台1 対	1組1回につき 2,160円
	バレーボール器具	支柱1対、ネット1張、 アンテナ1対	1組1回につき 200円
	ハンドボール器具	ゴール（ネット付）1 対	1組1回につき 300円
	バドミントン器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき 100円
	卓球器具	台1台、ネット（サポ ートを含む。）1張	1組1回につき 100円
	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき 200円
	フットサル器具	ゴール（ネット付）1 対	1組1回につき 300円
	机		1脚1回につき 20円
	椅子		1脚1回につき 10円
	シャワー設備		1人1回につき 50円
屋根のある多目的広場	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき 200円
	夜間照明	全面	1時間につき 920円
		2分の1面	1時間につき 460円
		3分の1面	1時間につき 300円
シャワー設備		1人1回につき 50円	
宇野地区	シャワー設備		3分間 100円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成31年3月19日

(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第206号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 陸上競技場

利用区分		単位	金額		
グラウンド	一般利用	1人1回につき	150円		
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。） 一般人	1時間につき 2,500円
			入場料等を徴収するとき。	学生等 一般人	1時間につき 9,500円 13,000円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	39,500円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	53,000円
	屋内練習場	一般利用	1人1回につき	50円	
	専用利用	1時間につき	300円		
雨天練習場	一般利用	1人1回につき	50円		
	専用利用	1時間につき	300円		
トレーニングルーム	一般利用	一回券により利用する場合	1人1回につき	100円	
		回数券により利用する場合	回数券11枚につき	1,000円	
		1月利用券により利用する場合	1人につき	700円	
	専用利用	1時間につき	600円		
夜間照明	全灯	30分につき	6,000円		
	2／3点灯	30分につき	5,000円		
	2／5点灯	30分につき	3,000円		
	1／10点灯	30分につき	1,000円		
第1研修室		1時間につき	1,700円		
第2研修室		1時間につき	500円		
第3研修室		1時間につき	400円		
第1会議室		1時間につき	200円		
第2会議室		1時間につき	300円		
放送室		1時間につき	300円		
冷暖房	第1研修室	1時間につき	300円		

	第3研修室	1時間につき	300円
	放送室	1時間につき	100円

(2) 野球場

利用区分			単位	金額	
グラウンド	プロ野球以外の 野球又はソフト ボール	入場料等を徴収し ないとき。	学生等	1時間につき	1,200円
			一般人	1時間につき	1,800円
	プロ野球	入場料等を徴収す るとき。	学生等	1時間につき	3,500円
			一般人	1時間につき	4,800円
		入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	23,700円
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	47,400円
屋内ピッチング場			1時間につき	100円	
スコアボード (スコアボード操作室を含む。)			1時間につき	300円	
夜間照明			30分につき	6,000円	
大会運営室			1時間につき	400円	
第1研修室			1時間につき	200円	
第2研修室			1時間につき	100円	
放送室			1時間につき	300円	
冷暖房	大会運営室		1時間につき	100円	

(3) 球技場

利用区分			単位	金額	
営利を目的としない場合	入場料等を徴収 しないとき	学生等	1時間につき	全面	1,300円
				1/2面使用	700円
				1/3面使用	500円
		一般人	1時間につき	全面	1,900円
				1/2面使用	1,000円
				1/3面使用	700円
	入場料等を徴収 するとき	学生等	1時間につき	全面	7,300円
				1/2面使用	3,700円
				1/3面使用	2,500円
一般人	1時間につき	全面	9,900円		
		1/2面使用	5,000円		
		1/3面使用	3,400円		
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	全面	29,800円	
			1/2面使用	15,000円	
			1/3面使用	10,000円	
	入場料等を徴収するとき	1時間につき	全面	39,700円	
			1/2面使用	20,000円	
			1/3面使用	13,500円	
夜間照明			30分につき	5,000円	

(4) 補助競技場

利用区分	単位	金額
学生等	1時間につき	700円
一般人	1時間につき	900円

(5) 多目的広場

利用区分	単位		金額
学生等	1時間につき	全面	900円
		1 / 2面使用	500円
一般人	1時間につき	全面	1,200円
		1 / 2面使用	700円

(6) 設備利用料等

名称			単位	金額
競技用器具等一式			1式1日1回につき	4,000円
トラック競走用器具			1式1日1回につき	300円
ハードル競走用器具			1式1日1回につき	300円
障害物競走用器具			1式1日1回につき	300円
走幅跳・三段跳用器具			1式1日1回につき	200円
走高跳用器具			1式1日1回につき	400円
棒高跳用器具			1式1日1回につき	500円
砲丸投用器具			1式1日1回につき	300円
円盤投用器具			1式1日1回につき	300円
ハンマー投用器具			1式1日1回につき	300円
やり投用器具			1式1日1回につき	300円
マラソン競争用器具			1式1日1回につき	500円
陸上用バトン			1本1日1回につき	50円
ストップウォッチ			1個1日1回につき	50円
イベントパネル (ポールを含む。)			1枚1日1回につき	200円
テント			1組1日1回につき	300円
ラグビー用器具			1式1日1回につき	300円
サッカー用器具			1式1日1回につき	300円
野球用器具			1式1日1回につき	300円
ホッケー用器具			1式1日1回につき	300円
人工芝			1枚1日1回につき	100円
多目的掲示板			1時間につき	3,300円
写真判定装置			1時間につき	2,200円
大型映像装置	非営利	入場料を徴収しないとき	1時間につき	5,000円
		入場料を徴収するとき	1時間につき	20,000円
	営利	入場料を徴収しないとき	1時間につき	60,000円
		入場料を徴収するとき	1時間につき	80,000円
広告加算			1分につき	10,000円
芝グラウンド用イベント	サッカー (一般)		1面1回につき	7,250円
	サッカー (少年)		1面1回につき	5,400円
	ラグビー		1面1回につき	10,300円
	ホッケー		1面1回につき	5,200円
シャワー室			3分間につき	50円
サッカー固定式ゴール設置			1組につき	1,000円
ラグビー固定式ゴール設置			1組につき	1,500円
ソフトボール固定式ボール設置			1組につき	500円
ホッケー用ゴール設置			1組につき	1,000円

(7) 鳥取県民体育館施設利用料

利用区分			単位	金額	
メインアリーナ	一般利用		1人1回につき	50円	
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	2,900円
				2分の1面1時間につき	1,400円
				3分の1面1時間につき	900円
				4分の1面1時間につき	700円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	5,800円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	101,500円	
			2分の1面1時間につき	50,700円	
	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	145,000円		
サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	700円
				2分の1面1時間につき	300円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,400円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	24,500円	
入場料等を徴収するとき。			全面1時間につき	35,000円	
メインアリーナ、サブアリーナ3時間以上の専用利用については、1時間あたりの単価×利用時間×0.9とする。					
トレーニングルーム	一般利用	1回券により利用する場合	1人1回につき	250円	
			1人1回につきシャワー代込み	300円	
		回数券により利用する場合	回数券11枚につき	2,500円	
			回数券11枚につきシャワー代込み	3,000円	
		1月利用券により利用する場合	1人につき	2,300円	
			1人につきシャワー代込み	2,800円	
	鳥取屋内プール共通1月利用券により利用	1人につき	5,000円		
専用利用		1時間につき	1,700円		
第1研修室			全面1時間につき	600円	
			3分の1面1時間につき	200円	
第2研修室			1時間につき	400円	
第3研修室			1時間につき	600円	
第4研修室			1時間につき	600円	
視聴覚室			1時間につき	400円	
放送室			1時間につき	300円	

(8) 鳥取県民体育館照明加算使用料

利用区分		単位	金額
メインアリーナ	全点灯	全面1時間につき	7,000円
		全面30分につき	3,500円
		2分の1面1時間につき	3,500円
		2分の1面30分につき	1,750円
	75パーセント点灯	全面1時間につき	5,250円
		全面30分につき	2,630円
		2分の1面1時間につき	2,630円
		2分の1面30分につき	1,320円

	1 / 2点灯	全面1時間につき	3,500円
		全面30分につき	1,750円
		2分の1面1時間につき	1,750円
		2分の1面30分につき	875円
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	1,500円
		全面30分につき	750円
	75パーセント点灯	全面1時間につき	1,280円
		全面30分につき	640円
	1 / 2点灯	全面1時間につき	750円
		全面30分につき	380円

(9) 鳥取県民体育館冷暖房使用料

利用区分	単位	冷房	暖房
メインアリーナ	1時間につき	11,000円	8,500円
サブアリーナ	1時間につき	2,700円	2,400円
視聴覚室	1時間につき	400円	400円
第1研修室	1時間につき	300円	300円
第2研修室	1時間につき	300円	300円
第3研修室	1時間につき	300円	300円
第4研修室	1時間につき	300円	300円

(10) 鳥取県民体育館設備利用料

名称	単位	金額
バスケットボール用器具	1組1日1回につき	2,000円
バレーボール用器具	1組1日1回につき	200円
バドミントン用器具	1組1日1回につき	100円
テニス用器具	1組1日1回につき	200円
卓球用器具	1組1日1回につき	100円
ソフトバレー用器具	1組1日1回につき	100円
インディアカ用器具	1組1日1回につき	100円
フットサル用器具	1組1日1回につき	300円
ロングマット	1枚1日1回につき	50円
体操用床	1式1日1回につき	2,000円
新体操用マット	1式1日1回につき	1,000円
電光得点表示板	1台1日1回につき	1,000円
液晶プロジェクター	1式1日1回につき	1,800円
資料提示装置	1式1日1回につき	900円
音響設備	1式1日1回につき	2,000円
演台	1式1日1回につき	200円
簡易ステージ	1台1日1回につき	50円
イベントパネル	1枚1日1回につき	200円
シャワー室	1回につき	50円
長机	1台1日1回につき	20円
椅子	1脚1日1回につき	10円
トランポリン	1台1日1回につき	300円
ストップウォッチ	1個1日1回につき	50円

テント	1組1日1回につき	300円
移動観覧席	1日1式につき	2,000円

(11) テニス場

利用区分		単位	金額	
テニスコート		1時間につき	600円	
大会運営室		1時間につき	700円	
研修室		1時間につき	300円	
夜間照明	全点灯	(公式競技等から)	1時間につき	2,000円
			30分につき	1,000円
	1/2点灯	(一般競技以上から)	1時間につき	1,000円
			30分につき	500円
1/4点灯	(一般的利用)	1時間につき	500円	
		30分につき	250円	
冷・暖房	大会運営室	1時間につき	100円	
	研修室	1時間につき	100円	
テニス用器具		1組につき1回	200円	
シャワー室		1回	50円	

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成31年3月19日

(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第207号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第9条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	300円
団体（10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	130円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	270円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	240円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成31年3月27日

(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 八頭郡八頭町
- 3 終了年月日 平成31年3月15日

鳥取県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理事 宮 本 勝 宏 東伯郡琴浦町大字倉坂669

平成31年3月18日退任

鳥取県告示第210号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成31年1月11日 鳥取県指令第201800278635号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字下野山
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市米原五丁目10-10
石橋 圭市

鳥取県告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
READYFOR株式会社	東京都文京区本郷五丁目33-10	インターネットを利用して納付するふるさと納税に係る寄附金	平成31年4月5日から平成32年3月31日まで

公 告

平成31年1月15日付鳥取県公報第9069号で公告した（仮称）エスマート河原店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成31年4月19日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 予定数量 灯油 557キロリットル |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成31年3月19日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 打吹商事株式会社
倉吉市海田西町一丁目158 |
| 5 落 札 金 額 | 1キロリットル当たり66,760円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成31年2月5日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局総務課
倉吉市東昭和町150 |